

4 健康危機における健康確保対策

〈大規模災害など〉

(1) 現状

① 圏域内のこれまでの主な健康危機事例

年月	健康危機事例
平成 14 年 6 月	工業団地内にある化学工場よりフェノール流出事故
平成 16 年 10 月	台風 23 号による豪雨被害
平成 21 年 4 月	新型インフルエンザの発生
平成 21 年 8 月	台風 18 号による豪雨被害
平成 22 年 3 月	ノロウイルスによる食中毒の発生

② 災害時保健活動マニュアル策定について

篠山市は篠山市災害時要援護者避難支援計画により自助共助の対応を検討しています。

丹波市は、「職員災害初動マニュアル～災害時初動期における行動の手引き～」を平成 18 年 3 月に策定。住民向けには丹波市災害時要援護者支援計画により各部署の連携を図り支援計画を検討しています。

(2) 課題

- i 高齢者、乳児、疾病など個々人の心身の状況に応じた食料、飲料水、服用薬の備蓄などの重要性の周知
- ii 避難生活などにおける栄養摂取の偏り、高齢者の生活不活発病、口腔内の不衛生などの、被災者の二次的な健康被害を防止する対策の促進
- iii 医療ニーズが高い患者・障害者への災害発生時に備えた市及び医療機関などの連携による支援

(3) 推進方策

地震や台風などによる大規模災害に対する備えや二次的な健康被害の発生を防止するため、住民、関係機関に対して非常食の備蓄をはじめ必要な知識の普及啓発や、災害発生時の対応マニュアルの充実を図ります。

【目標】

目 標	現状値	目標値 (平成 29 年度)
災害に備え、非常食等を備蓄している世帯の割合の増加	35.6% (圏域：平成 20 年度健康食生活実態調査)	42.7%以上 (平成 28 年)
災害時保健指導マニュアル策定市数の増加	0 市 (圏域：平成 24 年度健康増進課調)	2 市

在宅人工呼吸器装着難病患者災害時支援指針にもとづく個別災害対応マニュアルの作成割合の維持	100% (6件) (圏域：平成24年度健康福祉事務所)	100%
--	------------------------------------	------

【主な推進施策】

① 地域団体などを通じた普及啓発

大規模災害などによる健康危機が生じた場合に備えて、乳幼児、妊産婦、高齢者、疾病など、個々人の状況に応じた食料、飲料水の備蓄、お薬手帳を持つことの普及を含めた服用薬の管理・確保、医療機関の連絡先の把握の必要性などについて、あらゆる機会を通じて普及啓発します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 備蓄の必要性などの認識の向上
関係団体 事業者	〈職能団体、地域団体〉 ・ 災害に備えた備蓄や疾病予防、食事に関する講習会の実施、各団体による備蓄の確保 〈給食施設〉 ・ 給食施設協議会の相互支援体制の充実及び備蓄の確保
市 健康福祉事務所	・ 地域団体を活用した備蓄の必要性などの普及啓発

② 災害時の地域保健活動ガイドラインの整備

災害発生時に適時的確に健康被害の防止対策を実施するため、災害時の地域保健活動ガイドラインなどの整備・充実を行います。また、市における災害時保健指導マニュアルの策定を推進するなど、関係機関と連携した対策を実施し、研修・訓練を通じて実践力を高めるとともに、県民や職員の意識向上を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体 事業者	・ 災害時に備えた他機関との連携強化、活動方法の確認 等 ・ 事業者における災害発生時の活動指針の整備
市	・ 市における災害発生時の活動指針の整備 ・ 災害時に備えた他機関との連携強化、活動方法の確認 ・ 災害時保健指導マニュアルの策定 等
健康福祉 事務所	・ 災害時地域保健活動ガイドラインの整備・充実 ・ 市災害時保健指導マニュアル策定への支援 等

③ 災害時における要援護者への支援

疾病や障害を持っているため避難行動・避難生活を行うことが困難な要援護者への支援として、要援護者の把握、名簿作成、支援計画の整備（要援護者情報の取りまとめ、病状のために避難が困難な者に対する事前の対応協議など）を推進します。

また、在宅人工呼吸器装着難病患者や、在宅人工透析患者など高い医療ニーズを有し地域で生活している人への支援として、市及び関係機関と連携し、災害時対応マニュアル策定をはじめ、平常時からの支援体制づくりに取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・（必要時）災害時要援護者名簿記名への協力、記名依頼 ・（必要時）災害時対応マニュアル策定への協力
関係団体	<p>〈市医師会、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、自治会（自主防災組織）、民生委員、社会福祉協議会、消防団、消防署、警察署など〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者に関する名簿、病状、要介護度、障害程度の共有、安否確認などの支援 <p>〈医療機関など〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時対応マニュアル策定への協力・連携と活用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における安否確認などの支援協力 <p>〈メンテナンス業者など〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時対応マニュアル策定への協力
市	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の把握、名簿作成、関係機関との共有 ・支援計画作成、支援体制の整備 ・災害時対応マニュアル策定への協力・連携と活用
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・支援計画作成、支援体制の整備に関する支援 ・災害時対応マニュアルの策定 等

④ 避難所及び在宅被災者の保健指導等の実施

被災者の二次的な健康被害を予防するため、被災者に対して保健、栄養、口腔、服薬や、こころのケアなどの相談・指導を行うとともに、避難所での感染症の流行防止のため、衛生管理や環境整備に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の利用
関係団体	〈市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、看護協会、栄養士会、歯科衛生士会など職能団体〉 ・被災者への保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の実施
事業者	—
市	・被災者への保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の実施 ・避難所・福祉避難所における衛生管理、環境整備の実施
健康福祉事務所	・被災者への保健、栄養、口腔、服薬やこころのケアに関する相談・指導の実施 ・避難所・福祉避難所における衛生管理、環境整備の実施

〈食中毒〉

(1) 現状

丹波圏域では、平成22年に2件の食中毒事件が発生しており、患者数は68人、いずれもノロウイルスが原因となっています。

表 丹波圏域食中毒発生状況

原因物質	H23			H22			H21			H20		
	事件	患者	死者	事件	患者	死者	事件	患者	死者	事件	患者	死者
総数	0	0	0	2	68	0	0	0	0	2	43	0
細菌												
サルモネラ属菌												
ぶどう球菌												
腸炎ビブリオ												
腸管出血性大腸菌(VT産生)												
その他の病原大腸菌												
ウェルシュ菌												
カンピロバクター・ジェジュニ/コリ												
ウイルス				2	68	0				1	41	
ノロウイルス				2	68	0				1	41	
化学物質												
自然毒										1	2	
植物性自然毒										1	2	
動物性自然毒												
不明												

資料：厚生労働省「食中毒発生状況」

(2) 課題

食中毒の未然防止を目的とした、適切な措置などの正しい知識の普及、事業者への指導

(3) 推進方策

腸管出血性大腸菌^{オー}O157 など重大かつ大規模な食中毒の発生の未然防止、発生時の拡大防止を図るため、正しい知識について、県民及び事業者への普及啓発やリスクコミュニケーション^{*}を推進し、事業者への指導を行います。

※注：正しい認識を深め、健全な食生活の実現を図るため、食品が有するリスクについて、県民、事業者、行政が情報及び意見を相互に交換すること。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
1事件当たり患者数が50名を超える食中毒の発生をなくす	1件 (圏域：平成23年度発生件数)	0件
学校給食を原因とする食中毒発生をなくす	0件 (圏域：平成23年度発生件数)	0件

【主な推進施策】

① 食中毒予防に対する必要な知識の普及促進

食中毒の発生を未然防止するため、出前講座などにより、食中毒予防に必要な知識の普及啓発を図ります。また、関係団体などとの連携のもと、食品に存在する危害要因や、それによる健康被害の発生を防止するための適切な措置などの正しい知識の普及を促進します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・食中毒予防に対する正しい知識の習得
関係団体	・食中毒予防に対する正しい知識の普及啓発
事業者	・施設の衛生管理や従事者の健康管理の徹底、衛生意識の向上など衛生教育への参加 ・食中毒予防に対する正しい知識の普及啓発
市	・事業などを活用した、食中毒予防に対する正しい知識の普及啓発
健康福祉事務所	・衛生講習会・出前講座などによる食中毒予防に対する正しい知識の普及啓発

② リスクコミュニケーションの推進

食の安全安心の確保については、消費者、食品関連事業者、専門家などの関係者が相互に情報、意見を交換し、県民の意見を施策に反映していくリスクコミュニケーションが大切です。

食の安全安心フェアなどで、県民、事業者、行政などが相互に意見交換を行う場を設けることにより、リスクコミュニケーションの推進を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民 関係団体 事業者	・意見交換を行う場への参加、情報・意見交換
市	・意見交換を行う場の設定、参加、情報・意見交換 ・施策への反映
健康福祉 事務所	・意見交換を行う場の設定、参加、情報・意見交換 ・施策への反映

③ 拡大防止のための事業者等への指導

食中毒の拡大を防止するため、24時間 365日の健康危機管理体制のもと、平常時だけでなく休日夜間も県民などからの食中毒（疑い含む）に関する通報を受け付け、健康福祉事務所（保健所）が迅速に対応するとともに、拡大防止策を講じるため事業者などへ適切な指導を行います。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民、関係団体、事業者、市	・食中毒が疑われる場合の速やかな通報、相談、情報提供
健康福祉 事務所	・原因究明に向けた調査の実施 ・拡大防止に向けた事業者等への指導 等

④ 食品衛生に関する事業者への監視指導

食品衛生法に基づく飲食店など食品関係事業者に対する許認可事務を行うとともに、食品の表示や規格基準の徹底などの監視指導を推進していきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	—
関係団体	・自主衛生管理体制の普及啓発
事業者	・自主衛生管理体制の整備
市	—
健康福祉 事務所	・飲食店など食品衛生に関する事業者への監視指導の実施 ・食品の適正表示に関する監視指導の実施 等

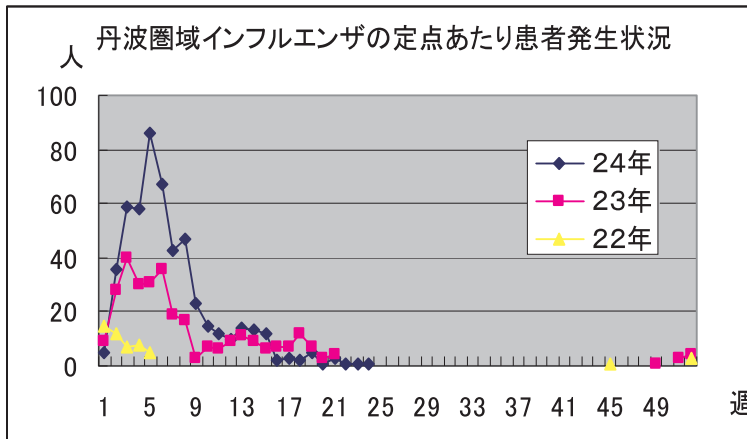
〈感染症〉

(1) 現状

① インフルエンザの発生状況

圏域のインフルエンザの患者発生状況は、感染症発生動向調査事業の定点医療機関（6医療機関）の報告により把握しています。

インフルエンザの疾患の発生状況は、例年1月から2月の発生が多い状況です。平成23年度は、注意報レベルの発生が2週ありましたが、その後は例年の状況となりました。



「資料 兵庫県感染症発生動向調査」

注：法律に基づいて県が「指定医療機関」を指定し（定点医療機関）、指定医療機関は厚生労働省で定める感染症（インフルエンザ等）の発生状況を週単位（又は月単位）で届け出ている。

② 感染症法に基づく全数報告対象疾患（3. 4. 5類）の届出状況

平成22年の届出数は、3類感染症の^{オー}O157が9件、細菌性赤痢が1件でした。

平成23年の届出数は、3類感染症の^{オー}O103が1件、5類感染症の麻しんが1件、ジアルジア症が1件、アメーバ赤痢が1件、後天性免疫不全症候群が1件でした。

(2) 課題

- i 感染症の発生予防、発生時の感染拡大防止のための住民、関係機関に対する正しい知識の普及啓発
- ii 感染症の発生動向の把握と住民や関係機関に対する必要な情報の提供、指導の徹底

(3) 推進方策

住民や関係機関に、感染症に関する正しい知識を普及啓発します。

また、感染症の発生動向を把握し、関係機関に必要な情報を提供するとともに、集団発生に備え関係機関との連携体制を構築します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
家庭での感染予防対策に取り組む人の割合の増加	手洗い 83.3% うがい 70.6% マスク 46.0% ワクチン接種 39.3% <small>(圏域：平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)</small>	手洗い 93.3% うがい 80.6% マスク 56.0% ワクチン接種 44.3%
腸管出血性大腸菌感染症(O157)の集団発生をなくす	0件 <small>(圏域：平成23年度疾病対策課調)</small>	0件

【主な推進施策】

① 感染症予防に対する必要な知識の普及啓発

感染症は、感染経路や症状、予防方法など、正しい知識を持つことによって発生予防や早期発見、周囲への感染拡大を防ぐことができます。

県民、教育関係者、社会福祉施設などの職員、医療関係者に、平常時からあらゆる機会を通じて普及啓発を行います。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防に対する正しい知識、適切な個人予防法の習得（手洗い・うがいの励行、人混みでのマスク着用、予防接種など） ・ 感染症に対する抵抗力を高める日頃の健康管理
関係団体	〈医療関係団体、学校、社会福祉施設の開設者など〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者や県民へ正しい知識の普及啓発 等
事業者	〈医療関係団体、学校、社会福祉施設など〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の予防に関する知識及び技術の習得 ・ 動物等の適切な管理 等
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民へ正しい知識の普及啓発 ・ 予防接種の実施
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民だよりやホームページ、新聞発表などを通じて、県民に正しい知識の普及啓発 ・ 関係機関や事業者の資質向上のための研修会開催 ・ 関係機関が県民などに普及啓発できるよう教育媒体や情報を提供

② 病原体サーベイランスの取組強化

兵庫県感染症発生動向調査事業や学校サーベイランスを適切に運用し、圏域や全県、全国の感染症の発生状況を把握します。

また、海外では動物由来のインフルエンザが人から人に感染するタイプに変異した新型インフルエンザが流行するなど、新興・再興感染症の世界的流行（パンデミック）が懸念されており、世界的な動向も把握するよう努めます。

感染症の流行時には、住民や関係機関が予防策を講じることができるよう必要な情報を提供します。

また、集団発生時に迅速な対応ができるよう、平常時から関係機関と連携体制を構築します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ 感染症発生情報提供への協力 等
関係団体等	〈医療機関、学校など〉 ・ 感染症発生情報提供への協力 ・ 利用者などへ正しい情報の提供
事業者	・ 感染症発生情報提供への協力 ・ 利用者などへ正しい情報の提供
市	・ 感染症発生情報提供への協力 ・ 県民へ正しい情報の提供
健康福祉事務所	・ 感染症の発生状況及び動向の把握 ・ 感染症に関する情報の収集及び情報提供 ・ 関係機関との平常時からの連携体制の構築

丹波圏域健康福祉推進協議会 健康づくり部会委員

	役 職 名	氏 名	備 考
1	篠山市医師会	井手通雄	各市医師会代表
2	丹波市医師会	長澤進	
3	篠山市歯科医師会長	増田耕一	各市歯科医師会代表
4	丹波市歯科医師会長	河原悟	
5	篠山市薬剤師会長	中西康典	各市薬剤師会代表
6	丹波市薬剤師会長	足立義雄	
7	篠山市社会福祉協議会長	羽田登喜雄	社会福祉団体代表
8	丹波市社会福祉協議会長	足立九一郎	
9	兵庫県看護協会阪神北支部代表	上谷幸子	看護協会
10	(公社)兵庫県歯科衛生士会 丹波篠山支部代表	出口まりこ	歯科衛生士会
11	(公社)兵庫県栄養士会丹波地域代表	足立路代	栄養士会
12	丹波市老人クラブ連合会代表	吉見栄夫	老人クラブ連合会
13	篠山市いずみ会長	大江操代	各市いずみ会
14	丹波市いずみ会長	土田加代子	
15	篠山市愛育会長	谷田綾子	各市愛育連合会
16	丹波市愛育会長	臼井里佳	
17	丹波市連合婦人会長	荻野洋子	連合婦人会
18	篠山市保健衛生推進協議会長	田中隆春	保健衛生組合連合会
19	丹波篠山地区商工会連絡協議会長	溝畑敏樹	職域代表(篠山・丹波管轄)
20	伊丹労働基準監督署	佐藤義春	
21	伊丹労働基準協会	山中正巳	
22	伊丹地域産業保健センター	田邊勝美	
23	西脇労働基準監督署	濱田一郎	
24	西脇労働基準協会	久毛厚彦	
25	西脇地域産業保健センター	庄治義彦	各市代表
26	篠山市保健福祉部長	前田公幸	
27	丹波市健康部長	目賀多茂	

<作成責任者>

兵庫県丹波県民局丹波健康福祉事務所(丹波市柏原町柏原 688)

電話(0795)72-0500(代) FAX(0795)73-0259

メールアドレス Tanbakf@pref.hyogo.lg.jp

<印刷責任者>

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課(神戸市中央区下山手通 5・10・1)

電話(078)362-9109 FAX(078)362-3913

メールアドレス kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県
健康づくり推進
実施計画